## 令和7年度税制改正要望事項(新設·<u>拡充</u>・延長)

(文部科学省 高等教育局 私学部 私学行政課)

項目	名	私立学校法の改正に伴う税制上の所要の措置			
税	目	所得税			
要	たい学法・手続き	適用されていた税制上の優遇措 、これまでみなし譲渡所得税等 を簡素化できる学校法人は、私	に施行されることを踏 各種学校のみを設置す されていた税制上の措 置の継続)を講じる。 に係る特例について、 学助成を受け、学校法	まえ、改成 る法人() る法人これ 国税庁長 人会計基	正後、 に後下で で が で が で が で が で が で が で が で が で が だ い び に が に が に が に が に が に が に が に が に が に
望	り、準	理を行う一部の学校法人に限ら 学校法人を含むすべての学校法 ことになったことを踏まえ、一	人が学校法人会計基準	に従い、	会計処理
Ø	校法人で、寄に認め	ことでなったことでは を含むすべての学校法人の国税 附財産を譲渡し、買換資産を取 られる非課税措置の特例(買換 交法人に適用する。	庁長官の承認手続きを 得する場合において、	簡素化する 承認特例 を	る。加え 対象法人
内	さらに	、税額控除対象法人に課される を踏まえ、租税特別措置法施行	閲覧対象書類について 令上の手当をするため	、改正私3 の所要の打	立学校法 昔置を講
容			平年度の減収見込額	_	百万円
			(制度自体の減収額)	( —	百万円)
			(改正増減収額)	( —	百万円)

## 設・拡充又は延長を必要とする理由

新

## (1) 政策目的

幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止を図ることを目的とした改正私立学校法が令和5年に公布された。これにより、我が国の教育に大きな役割を担っている私立学校が、今後も社会からの信頼と支援を得て重要な役割を果たし続けるため、「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」を基本的な考え方としつつ、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限の明確化や、選任・解任の手続きを定めるとともに、監事や評議員会の理事会への手で、選任・解任の手続きを定めるとともに、監事や評議員会の理事会へのチック機能を強化するなど、すべての学校法人の管理運営制度を抜本的に改善する。このことを踏まえ、引き続き自主的で多様性のある運営を促進し、運営基盤の強化や設置する学校の教育研究活動の一層の質の向上を図るため、本措置が必要である。

## (2) 施策の必要性

改正私立学校法は、我が国の教育に大きな役割を担っている私立学校が、今後も社会からの信頼と支援を得て重要な役割を果たし続けるため、「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」を基本的な考え方としつつ、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限の明確化や、選任・解任の手続きを定めるとともに、監事や評議員会の理事会へのチェック機能を強化するなど、学校法人の管理運営制度を抜本的に改善することを目的とし、成立したものである。

改正私立学校法の施行により、全ての学校法人のガバナンスが強化され、一層の公益性・公共性の向上が見込まれるところであり、その自主的で多様性のある運営を促進し、運営基盤の強化や設置する学校の教育研究活動の一層の質の向上を図るためにも、引き続きこれまで学校法人に適用されていた税制上の措置の適用が必要である。

また、改正私立学校法により、すべての学校法人に対する一層の公益性・公共性の向上を目指す観点から、すべての学校法人が学校法人会計基準に従い会計処理を行うこととされた。

現在、みなし譲渡所得税等に係る特例については、私学助成を受け、学校法人会計基準に従う一部の学校法人に限定されている。全ての学校法人が高い公益性・公共性を有することは私立学校法において担保されていることを踏まえ、学校法人会計基準に従い会計処理を行うこととなった準学校法人を含む全ての学校法人を承認特例や特定買換資産の特例の対象とすることで、学校法人に対する寄附を一層促進し、経営基盤の強化を図り、各学校法人が自ら主体的に改革に取り組み、今後も持続可能な発展を遂げることができるようにすることが必要である。

さらに、現在、税額控除制度の対象となる学校法人は、租税特別措置法施行令において、改正前の私立学校法に規定する閲覧対象書類よりも多くの書類を閲覧に供する義務が課せられている。今般の私立学校法の改正により、学校法人の適切な会計処理のために新たに作成義務が課された、「計算書類の附属計算書」、「会計監査報告」及び「評議員の報酬等の支給基準」について、学校法人の高い公益性に照らし、さらなる運営の透明性を確保するための環境整備を行う観点から、租税特別措置法施行令上の閲覧対象書類とする必要がある。

今回の要望(租税特別	合 理 性	政 策 体 系 み な ままま は ままま は ままま は で は で は で は は は は は は	
州措置)に関		政 策 の 達成目標	我が国の公教育を支える私立学校が、時代と社会のニーズに対応して主体的な改革に取り組み、教育研究や経営の質の向上につなげていくことができるよう、寄附金をはじめとする民間資金の積極的な獲得を促し、その経営基盤の強化を図る。 【指標】 ・学校法人における外部資金獲得状況の改善
連する		租税特別措 置の適用又 は延長期間	
項		同上の期間 中 の 達 成 目 標	_
		政策目標の 達 成 状 況	_

T		
有效性	要 望 の 番	大学・短大・高等専門学校を設置する学校法人:667 法人(令和5年度) 高校以下の学校を設置する学校法人(準学校法人を含む):7,061 法人(令和5年度) 学校法人に対し、引き続き税制上の措置を講ずるとともに、私立学校法改正に伴う必要な措置を行うことにより、その自主的で多様性のある運営が促進され、運営基盤の強化や設置する学校の教育研究活動の一層の質の向上が図られるとともに、我が国の学校教育の発展に資することが期待される。
相当性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	
	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
	要望の措置の 妥 当 性	改正私立学校法の施行により、全ての学校法人のガバナンスが 強化され、一層の公益性・公共性の向上が見込まれるところで あり、その自主的で多様性のある運営を促進し、運営基盤の強 化や設置する学校の教育研究活動の一層の質の向上を図るため にも、引き続きこれまで学校法人に適用されていた税制上の措 置を適用するとともに、そのガバナンスの強化等を踏まえた私 立学校法改正に伴う必要な措置を行うことが必要である。
これまで	租税特別 措 置 の 適用実績	
これまでの租税特別措置の適	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	_
事項の適用実績と	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	

前回要望時 の達成目標		
前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	_	
これまでの 要 望 経 緯	令和2年度 私立学校法の	改正に伴う税制上の所要の措置